

婦人労働者の前借制度及借金制度發達の件

原出 中部分同労働組合

【理由】

金に苦しむ農村小作人の窮乏につけ入り、親をおぼて、娘を等小前借制度親の心をまひさせ、いかに社會をよく見せんとするゴマカン借金制度、これ封建的、人身賣買、婦人賣買制度ではなくて日人、その背後には、十三時河の労働時間と一日拾文殊の食物と深夜茶と肺病と口グマカと死とがひた人である。更に、若い娘が台所を、金も強制的に奪はれ、外出まで禁止され、狭い寄宿舎に押し込められ、汗は勿論、骨まで粉にして、親にはは人の一部を送るのみで、惨忍に果敢に資本家の腹をこまや事を強刺され、未だ、この親をこまかい娘を殺す人身賣買制度を許し。

⇒ 本大会の各を以て此の大議文を政府につせ付ける。

⇒ 前借制度の発見と、暴走を一般社會の輿論に訴へる爲に、演説会へ労働問題宣傳演説其の他）にて、その本質を暴露すること。

【決議】

眼智を賣じい小作人もおぼて、金によつて親の心を奪ひ、娘を奪ふ、婦人労働者の前借制度、^{或は前借}此文明の世に、前借と借金にかくは冷忍極まる人身賣買

買制度

ほしいま、なる資本家のこの掠奪と暴走を感認する政府に向つて、本大会は抗議し、その禁止を要求するものである。
右決議す。

● 交通労働者の傷害事故に対し特別裁判所設置の件

原出 中部分同労働組合

【理由】

交通労働者の傷害事故はその十十九分以上は労働者の過失にあらずして、機関、車輛、軌道等の不完全又は生活状態、労働の過激等より来るものである。然るに交通労働者として何等の保護も何等の賠償もほい普通裁判官は、普通裁判にて、一般犯罪と同視する事は當を失したものであると同時に、交通労働者の生活を脅威する事甚だしいものである。

【実行方法】

本大会は政府に向つて特別裁判所設置を要求する。